

議案第 130 号

前橋市一時預かり施設の設置及び管理に関する条例の制定について

令和 5 年 9 月 5 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市一時預かり施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 児童（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項に規定する児童をいう。以下同じ。）の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭への支援を行うため、本市に一時預かり施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 一時預かり施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
前橋駅北口一時預かり施設	前橋市表町二丁目 29 番 29 号

(事業等)

第 3 条 一時預かり施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業
- (2) 前号の一時預かり事業に準ずるものとして児童に対し必要な保護を行う事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子育て相談その他子育て環境の充実に資する事業

2 前項第 1 号の事業における必要な保護の対象は幼児とし、同項第 2 号の児童の範囲は市長が別に定める。

(施設)

第 4 条 前条第 1 項各号に規定する事業を行うため、一時預かり施設に次の施設を置く。

- (1) 一時預かりエリア（前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を行う施設とする。）
- (2) 子育て支援エリア（前条第 1 項第 3 号の事業を行う施設とする。）

(利用許可)

第 5 条 一時預かりエリアを利用しようとする者及び当該者の保護者は、市長の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、利用許可をするに当たっては、一時預かり施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他一時預かり施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を中止させ、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 災害その他の事故により、利用できなくなったとき。

(使用料)

第8条 利用許可を受けた者は、事業の提供を受けたときは、その利用時間に応じ、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、児童1人につき、利用時間1時間当たり300円とする。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、利用時間が6時間を超える場合の使用料の額は、利用1回当たり2,000円とする。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第2項及び第3項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第10条 利用許可を受けた者は、その利用を終了したとき、又は第7条の規定により利用を中止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したと

きは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 一時預かり施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項に規定する事業に関する業務

(2) 一時預かり施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、一時預かり施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

4 指定管理者は、一時預かり施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第13条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、相当と認めるときは、指定管理者が使用料の額の範囲内において市長の承認を得て定める額を、一時預かり施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を収受させる場合における第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

2 この条例の規定による一時預かり施設の管理に係る指定管理者の指定、利用許可その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例（昭和32年前橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、延長保育料及び一時預かり事業保育料」を「及び延長保育料」に改める。

第5条の3を削る。

第6条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第7条第3号を削る。

別表第2注中「及び一時預かり事業」を削る。

別表第4を削る。